

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書

税務署
受付印

令和____年____月____日

税務署長

〒

申請者 住所(居所) _____
氏 名 _____
(電話番号 - -)

租税特別措置法 第70条の4の2第1項 第70条の6の2第1項 に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、

令和 年 月 日に 賃借権等の消滅 耕作の放棄 があり、同日から1年以内に新たな特定貸付けを行う

見込みです。ついては、同条 第4項 第8項 の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令 第40条の6の2第3項 第3項 第40条の6の2第7項 の規定により承認申請します。
第40条の7の2第5項

※欄は記入しないでください。

1 贈与者等に関する事項
被相続人

贈与者 被相続人	住所 (居所)	氏名	
申請者が 贈与者 被相続人 から農地等を 贈与 相続(遺贈) により取得した年月日			昭和 平成 年 月 日 令和

2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地	氏名又は名称	
特定貸付けを行った年月日	平成 年 月 日 令和	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	自：平成 年 月 日 令和 至：平成 年 月 日 令和

存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。)

.....(事情の詳細).....

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項

新たな特定貸付けを行う予定年月日 (特例農地等ごとに貸付けを行う予定年月日が異なる場合には特例農地等ごとに付表に記載してください。)	令和 年 月 日
賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に特定貸付けができない事情 (事情).....	
上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうちこの承認申請書により承認の申請を行う特例農地等の明細は、付表のとおりです。	
上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。(該当する番号の全てを○で囲んでください。)	
(1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け	
(2) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第2項に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け	

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

※	通信日付印の年月日 年 月 日	(確認)	整理簿番号
---	--------------------	------	-------

(裏)
記載方法等

この承認申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部を農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業（同項第7号に掲げる業務を除きます。）のために行われる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同項に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付けを含みます。以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から1年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限は、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内です。

○ この申請書は、次により記載してください。

1 次のとおりこの届出書の本文中の文字を二重線で抹消してください。

(1) 贈与税の納税猶予の適用を受けている場合

「第70条の6の2第1項」の文字を抹消するとともに、賃借権等の消滅があった場合には「耕作の放棄」、「第3項」、「第8項」、「第40条の6の2第7項」及び「第40条の7の2第5項」の文字を抹消し、耕作の放棄があった場合には「賃借権等の消滅」、「第3項」、「第4項」、「第40条の6の2第3項」及び「第40条の7の2第5項」の文字を抹消してください。

(2) 相続税の納税猶予の適用を受けている場合

「第70条の4の2第1項」、「第4項」、「第8項」、「第40条の6の2第3項」及び「第40条の6の2第7項」の文字を抹消します。

2 「2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。

3 「3 新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな特定貸付けを行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特例農地等ごとに新たな特定貸付けを行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書付表」の所定欄に記載してください。

4 この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。

5 この承認申請書の添付書類は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書の添付書類一覧」のとおりですので、承認申請書に添付して提出してください。

6 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」又は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。